

VI	194
6 - 3	
208	

大学設置委員会運営方法(案)

旧制の大學、高等専門學校の多數は昭和四年新制大學に改組して設置申請書類を提出するものと予想されるが本季度は、大學の改組に應じて速かに處理する旨に今後の運営方法を次のように定めた。

一、申請書類の提出期
昭和四年度における設置申請のものは、應本年七月末日として、申請書類が年度の半ばすぎたから人は年度の終一月に多数提出され、また年度内に審査を完了するとは困難であるので右の提出期を予め定めた。

二、審査会の會置

1. 審査会を現在の二倍とし十二に増加する
2. 一審査会の委員及臨時委員の数は概ね六名とする

総会 月一回
一日半三回

三、會議の開催

申請書類
総合常任委員会 審査会 特別委員会の議会議は九月以降より簡易化する。運営手引二の日程は月に二回を定めた。

春山	143
----	-----